嬉 監 告 示 第 3 号 平成 2 4 年 1 2 月 5 日

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成24年度財政援助団体等監査の結果を 次のとおり公表する。

> 嬉野市監査委員 西川 平七 嬉野市監査委員 副島 孝裕

1 監査実施日

平成24年11月7日、8日

2 監査対象

(1) 事業者名:大麦わかば研究会

補助金名: 嬉野市農林水産振興事業費補助金

(茶端境期支援対策事業)

所管課:茶業振興課

平成23年度事業費: 8,133,305円

平成23年度補助額: 800,000円

(2) 事業者名: 嬉野市商工会

補助金名: 嬉野市商工観光振興事業費補助金

(義援金付きプレミアム商品券発行事業)

所管課:観光商工課

平成23年度事業費: 74,310,854円

平成23年度補助額: 24,960,091円

(3) 事業者: 嬉野湯の町音楽祭歌唱コンクール実行委員会

補助金名: 嬉野市商工観光振興事業費補助金

(嬉野湯の町音楽祭歌唱コンクール開催事業)

所管課:観光商工課

平成23年度事業費: 3,647,823円

平成23年度補助額: 500,000円

(4) 事業者:営利法人(有)エムエス

補助金名: 嬉野市介護基盤緊急整備等補助金

(介護基盤の緊急整備等特別対策事業)

所管課:福祉課

平成23年度事業費: 49,350,000円

平成23年度補助額: 30,000,000円

3 実施した監査手続

監査の実施に当たっては、財政援助団体及び所管課から提出された資料及び関係書類について、事情聴取、その他、必要と認めた監査手続を実施した。

4 監査の結果

(1) 大麦わかば研究会及び茶業振興課

補助金は、その目的に従い使用され製品も生産されていることを認めたが、申請書に添付された、大麦わかば研究会の規約は全般的に不備が多く、早急な規約の整備が必要である。

事業費の支出において農業協同組合が立替払いを行っているなど、精算がわかりに くく、大麦わかば研究会の伝票や領収書は確認できなかった。また関係帳簿も設けて おらず不適正な事務処理を行っていた。

さらに、担当課においては、支出の事実確認もせず事業完了の報告書を受け、額の確定処理を行っている。嬉野市補助金等交付規則を遵守し、適正な事務指導と処理を されたい。

(2) 嬉野市商工会及び観光商工課

補助金は、その目的に従い使用されていると認めたが、経理について、物品の販売をしていない業者との取引があった。プレミアム商品券が本来の趣旨で使われたか、疑義が生じる恐れがあるため、関係する業者、団体など明確にするべきである。

嬉野温泉旅館の活性化を図るためにプレミアム商品券発行額の二分の一を割り 当て、一部消費拡大には寄与しているが、入湯客数からして観光客の増までは結び ついていない。市内の消費拡大に向けた事業運営に努められたい。

(3) 嬉野湯の町音楽祭歌唱コンクール実行委員会及び観光商工課

補助金は、その目的に従い使用されていると認めたが、実質的な運営事務は市担当課職員が行っていた。入場券の販売など興業的な面もあり、実務体制や実質収支ついては、今後検討が必要である。

(4) 営利法人(有)エムエス及び福祉課

補助金は、その目的に従い使用されていたが、経理については、収支予算書、収支精算書ともに収入額と支出額に相違があった。また、実績報告書に添付された収支精算書に関しては、様式の誤りがあった。

前金払いが行われていたが、補助金等前金払申請書は伝票に添付処理され、交付 決定通知書は未発行であった。嬉野市補助金交付規則第19条に基づく事務処理を 徹底されたい。

5 まとめ

各補助金とも事務処理、経理及び運営について、概ねその目的に従い使用されていたが、一部不適切な処理をされていた。

関係課については、書類の審査、様式の相違や、現地実施調査など、嬉野市補助金等 交付規則及び各交付要綱等に基づく事務の遂行及び関係団体に対する指導の徹底、緊密 な連携並びに公正かつ合理的な補助金の使用に努められたい。